

鳥羽市自治会連合会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、鳥羽市自治会連合会と称し事務所を鳥羽市役所市民課に置く。

(組 織)

第2条 本会は、鳥羽市内の各自治会(町内会)をもって組織する。以下、各会とする。

(目 的)

第3条 本会は、各自治会の運営に関し連絡、協調並びに相互の親睦を図り、地域社会の振興を期して、市勢の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1)各会における自治活動の連絡指導調整に関すること。
- (2)民意の集約とその具現に関すること。
- (3)各会と市との間における市政上の連絡調整に関すること。
- (4)その他、本会の目的達成に必要なこと。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1)会 長 1 名
- (2)副会長 2 名
- (3)会 計 1 名
- (4)理 事 7 名
- (5)監 事 2 名

2 理事は、別表の各ブロックから選出する。

3 理事は、第1項の規程によらず会長が必要と認める場合は、若干名追加指名することができる。

(顧 問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会役員経験者の中から会長が若干名委嘱する。

(役員の選出)

第7条 役員は、あらかじめ役員会により候補者を選出し、総会において承認を得る。

(任 期)

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し会長事故のあるときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の経理事務を処理する。

4 理事は、第4条の目的達成のため会務の運営にあたる。

5 監事は、本会の経理を監査する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、自治会(町内会)会長会議及び役員会とし、会長が招集し、会議を構成する者の過半数をもって成立するものとする。

2 定期総会は、次の事項を付議する。

- (1)会務報告及び事業計画
- (2)決算及び予算
- (3)役員の承認
- (4)会則の変更
- (5)その他役員会が必要と認めた事項

3 臨時総会は、会長及び役員会が必要と認めたとき開催する。

4 自治会(町内会)会長会議は、市との情報交換を目的とし、次のことを協議するため、必要に応じて開催する。

- (1)各会と市との間における、連絡調整に関すること。
- (2)市における次年度の予算計上にかかる、要望事項に関すること。
- (3)その他、会長及び役員会が必要と認めた事項。

5 役員会は、第5条に定める役員をもって構成し、次のことを審議するため必要に応じて開催する。

(1)総会の議決に基づく会務の執行に関すること。

(2)総会に付すべき事項。

(3)その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

(議 事)

第11条 議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第12条 本会は、必要に応じ専門部会を設けることができる。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(旅費及び費用弁償)

第14条 役員等及び事務局職員が本会の業務のため出張したときは別に定める旅費規程及び費用弁償規程により支給する。

2 本規約及び旅費規程に定めてない場合であっても会長が必要と認める場合は旅費及び費用弁償を支給する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

この会則は、昭和51年 2月25日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年 6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成元年 5月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成9年 11月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年 5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年 5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年 5月21日から施行する。

別表 理事選出ブロック

地 区 名	理事選出数
① 岩崎、本町、大里、錦町、横町、中之郷、藤之郷、奥谷、赤崎、五丁目、 ハイツ赤崎、鳥羽美台	1 名
② 堅神、屋内、池上、小浜	1 名
③ 船津、若竹、幸丘、若杉、河内、岩倉、松尾、白木、 みどりが丘、ハイタウン鳥羽	1 名
④ 国崎、相差、畔蛸、千賀、堅子	1 名
⑤ 今浦、本浦、石鏡	1 名
⑥ 坂手、桃取、答志、答志和具、菅島、神島	1 名
⑦ 安楽島、高丘、大明東、大明西、さくらが丘、安久志	1 名